

白岡市子ども医療費支給に関する条例（昭和４８年白岡町条例第１８号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	白岡市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	白岡市子ども医療費支給に関する条例（昭和４８年白岡町条例第１８号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第１の項	7	
③番号法別表第２の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		白岡市個人番号の利用に関する条例（平成２７年白岡市条例第２８号）別表第１第５の項 白岡市子ども医療費支給に関する条例（昭和４８年白岡町条例第１８号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第１条	白岡市子ども医療費支給に関する条例第１条
⑥事務の趣旨又は目的	全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、（その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること）その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、（子ども）が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子どもの（保健の向上と福祉の増進を図ること）を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		白岡市子ども医療費支給に関する条例（昭和４８年白岡町条例第１８号） 白岡市子ども医療費支給に関する条例施行規則（昭和４８年白岡町規則第１４号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	白岡市こども医療費支給に関する条例第6条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	白岡市こども医療費支給に関する条例第6条の規定による受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号1	白岡市こども医療費支給に関する条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号11	白岡市こども医療費支給に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号12	白岡市こども医療費支給に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号13	白岡市こども医療費支給に関する条例施行規則第3条

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h5	白岡市こども医療費支給に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	白岡市こども医療費支給に関する条例第7条
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	白岡市こども医療費支給に関する条例第7条の規定による申請事項の変更の認定に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号i	白岡市こども医療費支給に関する条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号h1	白岡市こども医療費支給に関する条例施行規則第10条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号h2	白岡市こども医療費支給に関する条例施行規則第10条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号h3	白岡市こども医療費支給に関する条例施行規則第10条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号h5	白岡市こども医療費支給に関する条例施行規則第10条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号	白岡市こども医療費支給に関する条例第4条
事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務	保護者が対象となるこどもの一部負担金を支払った場合において、当該支払額（付加給付金があるときは、その額を控除した額。）の支給の調整に関する事務
特定個人情報1		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号1	白岡市こども医療費支給に関する条例第4条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号2	白岡市こども医療費支給に関する条例第4条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号3	白岡市こども医療費支給に関する条例第4条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号4	白岡市こども医療費支給に関する条例第4条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号5	白岡市こども医療費支給に関する条例第4条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者

③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号6	白岡市こども医療費支給に関する条例第4条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
備考		

届出情報

届出日	2024年04月26日
独自利用事務の対象者	こども医療費助成対象者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2024年03月19日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	27
保護評価書の名称	こども医療費支給に関する事務
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E7%99%BD%E5%82%A1%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%93%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=9&opn_date_from_day=27&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=27&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	